

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）に基づく取決書のひな形

甲…丙の任命権者、乙…公共施設等運営権者、丙…国派遣職員になることが予定されている職員又は国派遣職員

（退職派遣の実施）

第一条 甲は、丙に対し、この取決めに定められた内容に従って乙の業務に従事するよう要請するものとし、甲が丙の同意を得たときは、丙は退職し、引き続き乙に在職するものとする。

（退職派遣の期間）

第二条 前条に定める退職派遣の期間は、平成〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までとする。

（労働契約の締結及びその期間）

第三条 乙は、この取決めに従って、丙との間で労働契約を締結するものとする。当該労働契約の期間は、前条に定める退職派遣の期間と同一の期間とする。

（退職派遣の終了）

第四条 甲は、退職派遣の期間が終了した場合は、丙を採用するものとする。

2 前項に定める場合のほか、丙が乙における退職派遣の目的を達成することが困難である場合は、甲乙協議の上、甲は丙を採用するものとする。

3 前二項に定める場合のほか、甲の人事管理上の理由により、退職派遣の期間を短縮する場合には、乙と協議の上、退職派遣の期間を短縮し、甲が丙を採用するものとする。

4 前二項の場合であって、退職派遣の終了の理由が乙の責に帰することができないものであるときは、乙と協議の上、公共施設等運営事業の実施に支障が生じることのないよう、後任者の退職派遣その他の適切な措置を採るよう努めるものとする。

第五条 乙が、乙の就業規則の規定に基づき丙を解雇したときは、丙の乙への退職派遣の期間は終了するものとする。この場合、乙は、あらかじめ甲にその旨を通知するものとする。

2 前項の場合においては前条の規定を準用する。

(業務内容)

第六条 丙の乙における業務内容は別紙1に掲げるものとする。

(服務)

第七条 丙は、その退職派遣の期間中、この取決めに定める範囲内において、乙の指揮命令に従って業務に従事するものとする。

2 退職派遣の期間における業務に係る丙の服務は、乙の就業規則の定めるところによる。

3 乙は、丙に対し懲戒処分を行うときは、あらかじめ、甲に対し、その旨を、処分の理由の要旨とともに通知しなければならない。

(勤務条件等)

第八条 丙の退職派遣の期間における報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、業務の対償として受けるすべてのものをいう。）は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、甲に対し、毎月の丙への支給報酬金額及び支給明細を通知するものとする。

3 丙の勤務場所は、〇〇とする。

4 丙の退職派遣の期間における勤務時間、休日、休暇等は、就業規則の定めるところによる。

5 乙は、丙が退職派遣の期間中に死亡により退職した場合には、第一条の退職をせず、引き続き公務員として在職し、同様の理由により退職したとされたならば支給されることとなる退職手当に相当する額を丙の相続人に支給するものとする。

6 乙は、丙に対し、退職手当等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）をいう。）を支給しないものとする。

7 前各項に定めるもののほか、丙の退職派遣の期間における勤務条件は、就業規則の定めるところによる。

(社会保険)

第九条 丙の社会保険に関し、年金については厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定を適用し、それ以外については乙が健康保険、介護保険、雇用保険及び労働者災害補償保険を、関係法令の定めるところにより適用し取り扱う。

2 丙は、所属する国家公務員共済組合へ継続長期組合員の届出を行い、乙は関係法令の定めるところにより、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者であった期間に係る保険料（乙の負担する分に限る。）、退職等年金給付に係る事業主負担金及び子ども・子育て拠出金を負担するほか、丙に支給する給与から国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者であった期間に係る保険料（丙の負担する分に限る。）及び退職等年金給付に係る掛金を徴収し、払込みを取扱う。この場合における国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者であった期

間に係る保険料、退職等年金給付に係る事業主負担金及び掛金並びに子ども・子育て拠出金の徴収等については別紙3のとおりとする。

(福利厚生)

第十条 丙が退職派遣の期間において利用できるこの福利厚生の内容は、別紙4のとおりとする。

第十一条 国の職員として復帰した後に、丙が乙の業務に係る傷病を理由として、退職又は休業をした場合には、甲及び乙は、丙の不利益とならないよう、誠実に対応するものとする。

(退職派遣の状況の報告)

第十二条 乙は、甲から求められたときは、丙の乙における勤務条件及び業務の従事状況について報告するものとする。

(取決めと公共施設等運営権実施契約との関係)

第十三条 この取決めは、公共施設等運営権実施契約の一部を構成するものとする。

(取決めの変更)

第十四条 甲及び乙は、協議の上、甲において丙の同意を得て、この取決めの定めを変更することができる。

(疑義等の決定)

第十五条 この取決めに定めのない事項及びこの取決めに疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとし、必要な場合においては、丙の同意を得るものとする。

(その他)

第十六条 この取決めを証するため、甲と乙は、本書二通を作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保管する。

2 甲は、この取決めの内容を丙に提示するものとする。

【別紙1】

1 ○○に関すること。

2 その他上記業務に附随すること

【別紙2】

1 報酬年額（第八条の報酬等から、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。）

○○円

（内訳）月額給与 ○○円×十二

2 支給方法

毎月〇日を支給定日として支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは支給定日の前前日に、支給定日が土曜日に当たるときは支給定日の前日に、支給定日が休日に当たるときは支給定日の翌日に支給する。

3 通勤手当

就業規則に基づいて、通勤手当を支給する。

4 賞与・半期手当

一 丙の乙への退職派遣の期間中の賞与・半期手当（以下この項において「賞与」という。）は、○○円（六か月勤務相当分）とする。ただし、乙の○○に定めるところにより、賞与の計算期間（六か月）における欠勤日数等に応じて減額する。

二 前号の定めにかかわらず、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間は、賞与の減額の対象としない。

三 丙に支給する賞与は、六月二日から十二月一日まで及び十二月二日から翌年六月一日までを計算期間として、十二月及び翌年六月に支給するものとする。

四 第一号から第三号の定めにかかわらず、丙が引き続いて甲の職員となるため退職をし、かつ、引き続き甲の職員として在職したときは、退職日の属する計算期間の賞与は支給しない。

五 第一号に定める金額については、二年目以降、○○に定めるところにより、職務内容又は勤務形態に応じて、同○○に定める事項及び社会一般における処遇状況を考慮して、変更することがある。

【別紙3】

1 乙は、丙の所属する国家公務員共済組合に対し、あらかじめ、乙の丙に対する毎月の支給報酬金額又は期末手当等の額を通知する。支給報酬金額又は期末手当等の額の変更の場合にも、その都度通知する。

2 乙は、丙の所属する国家公務員共済組合から、標準報酬の算定の基礎となった報酬月額又は期末手当等の額、標準報酬月額・等級又は標準期末手当等の額、掛金額、負担金額及び子ども・子育て拠出金額等の通知を受けるものとする。標準報酬の定時決定、随時改定の際にも、その都度通知を受けるものとする。

3 乙は、丙に対する報酬の支給時に丙から徴収した掛金、事業主負担分及び子ども・子育て拠出金を、丙の所属する国家公務員共済組合の指定する方式に従い、同組合の指定する口座に振り込むものとする。

【別紙4】

1 健康診断の実施

2 ○○○○